

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当たる翌日が休日には、その日を當たる)

## 鳥取県告示第百九十九号

この字の区域の変更は、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定による上山手地区の換地処分の公告があつた日の翌日からその効力を生ずるので、同条第二項の規定により告示する。

昭和六十三年二月二十三日  
鳥取県知事 西 尾 邑 次

区域を変更する 字の名称	同上の区域（昭和六十二年五月一日現在の地番による。）
大字郷原字前田 尻 分	大字郷原字市場尻のうち一〇八の三、一〇九の一及びこれらと一体をなす国有地以外の区域

大字郷原字市場尻一〇八の三、一〇九の一及びこれらと一体をなす国有地

大字郷原字前田下分一一〇から一四まで、一四内第一、一五、一六の一部、一八の一から一八の三までの一部、一九の一部及びこれらと一体をなす国有地

大字郷原字前田一二〇の一、一二一の一の一部、一二一の四、一二二の一部及びこれらと一体をなす国有地

## ◆公安告示

- 土地改良事業の認可（六件）（農村整備課）
- 土地改良事業計画の変更の認可（〃）
- 土地改良法による換地計画の認可申請の適否の決定（二件）（〃）
- 土地改良法による換地処分（〃）
- 林業種苗法による生産事業者の登録の失効（造林課）
- 漁業災害補償法による共済契約の締結の申込みに係る同意についての適否の決定（水産課）
- 県道の区域の変更（道路課）
- 一般国道の供用の開始（〃）
- 県道の供用の開始（〃）
- 都市計画の変更（三件）（都市計画課）
- 開発行為に関する工事の完了（〃）
- 都市計画事業の事業計画の変更の認可（〃）
- 廃川敷地の生成（河川課）
- 鳥取港臨港地区内の分区の指定（港湾課）
- 遊技機の型式の検定（防犯少年課）

大字山手字上園清一三九の三、一四〇の一、一四〇の四、一四四の一、一四四の二、一四五の一、一四大の一、一四六の二及びこれらと一体をなす国有地	大字山手字下国清一四七の一、一五五の一、一五六の一、一部、一五六の二の一部及びこれらと一体をなす国有地
大字山手字下若宮一五七の二の一部、一五七の三の一部及びこれらと一体をなす国有地	大字山手字中野谷二五〇の一の一部及びこれと一体をなす国有地
大字山手字上分一六の一部、一一七の一、一一八の一部、一一九の一部及びこれらと一体をなす国有地	大字山手字チクノ谷口一四一の一の一部、一二四二の一部、一二四三の一部、一二五四、一二四五及びこれらと一体をなす国有地
大字山手字下若宮一六の一部、一六二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域	大字山手字チクノ谷上分六三一の一七八
大字郷原字坂ノ下のうち一〇四の二、二〇四の四、二〇五の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域	大字郷原字堵谷二三五から二三七まで、二三七の一、二四六の一部、二四七の一部、二四八、三三一の五、三三一の八、三三一の九、三三一の四及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
大字郷原字木戸の三及びこれらと一体をなす国有地以外の区域	大字郷原字中野谷二三四の二の一部及びこれと一体をなす国有地
大字郷原字木戸口上分のうち二二〇八の三、二〇九の一、二一〇の三及びこれらと一体をなす国有地以外の区域	大字郷原字堵谷二三七の一、二三七の一の一部、二四六の一、二四七の一部、二四八、三三一の五、三三一の八の一部及びこれらと一体をなす国有地
大字郷原字木戸口上分二二七の一、一二八の一、二二九の一、二二九の二、二三〇の一、二三〇の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域	大字郷原字中野谷一四九、二四九の一、二四九の四、二五一〇の一の一部、二五一の三及びこれらと一体をなす国有地並びに二四九の二と一体をなす国有地の一部
大字郷原字大人部及びこれらと一体をなす国有地	大字郷原字大人二三四の二の一部及びこれと一体をなす国有地
大字郷原字大人のうち二三四の二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域	大字郷原字堵谷二三七の一、二三七の一の一部、二四六の一の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに二四九の二と一体をなす国有地の一部
大字郷原字堵谷二三五、二三六、二三七の一部、二三七の一部	大字郷原字ウナギ田の全域

大字郷原字大人	大字郷原字ウナギ田の全域
大字郷原字木戸口上分二二七の一、二三〇の二の一部、二三〇の二及びこれらと一体をなす国有地	大字郷原字大人二三四の二の一部及びこれと一体をなす国有地
大字郷原字大人のうち二三四の二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域	大字郷原字堵谷二三七の一、二三七の一の一部、二四六の一の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに二四九の二と一体をなす国有地の一部
大字郷原字堵谷二三五、二三六、二三七の一部、二三七の一部	大字郷原字下林二七七の二、二七八の二、二七九の二、三二の三から三三四の六まで及びこれらと一体をなす国有地並びに三三四の二と一体をなす国有地

大字郷原字下林	大字郷原字下林のうち一七七の二、二七八の二、二七九の二、三三四の三から三三四の六まで及びこれらと一体をなす国有地並びに三三四の二と一体をなす国有地以外の区域
大字郷原字大田	大字郷原字大田のうち一八三、二八四の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 大字郷原字上林一八五、二八六の二、三二三の七、三二三の八、三二三の九の一部、三二三の一〇及びこれらと一体をなす国有地
大字郷原字上林	大字郷原字上林のうち一八五、二八六の二、三二三の七から三二三の一〇まで及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
大字山手字上国	大字山手字上国清のうち一三九の三、一四〇の二、一四〇の四、一四四の一、一四四の二、一四五の一、一四六の一、一四六の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
大字山手字下国	大字山手字下国清のうち一四七の一、一五五の一、一五六の二、一五六の一、一五六の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
大字山手字土居	大字山手字下土居ノ前の大字山手字下若宮
大字山手字下若宮	大字山手字下若宮のうち一五七の二の一部、一五七の三の一部、一六一の一部、一六二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
大字山手字チクノ谷奥	大字山手字チクノ谷奥のうち一五三、一五四の一部、一五六、一五七の一部、二五七の一の一部、二五四、二四五及びこれらと一体をなす国有地 大字郷原字木戸口二〇九の一の一部、一一〇の三の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字山手字チクノ谷奥二七の二、二二八の一、二二九の一、二二九の二、二三〇の一の一部、二三〇の二の一部及びこれらと一体をなす国有地

昭和63年2月23日 火曜日

## 鳥取県公報

大字山手字チク  
ノ谷上分

大字山手字チクノ谷上分六三一の一七七、六三一の  
一七八以外の区域

六三一及びこれらと一体をなす国有地以外の区域

昭和六十三年二月二十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

## 鳥取県告示第二百二号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、鳥取市が行う土地改良事業（農村基盤総合整備事業大郷（福井）地区農業用用排水）を昭和六十三年二月十六日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和六十三年二月二十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

## 鳥取県告示第二百三号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、鳥取市が行う土地改良事業（土地改良総合整備事業（地域改善）下味野地区農道整備）を昭和六十三年二月十六日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和六十三年二月二十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

## 鳥取県告示第二百一号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、鳥取市が行う土地改良事業（土地改良総合整備事業（水田農業確立対策特別型）布勢地区農業用排水）を昭和六十三年二月十六日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和六十三年二月二十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

## 鳥取県告示第二百四号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、鳥取市が行う土地改良事業（土地改良は場整備事業佐陀地区は場整備）に係る土地改良事業計画の変更を昭和六十三年二月十六日認可したので、同法第九十六条の三第五項において準用する同法第四十八条第三条二月十六日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和六十三年二月二十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

## 鳥取県告示第二百五号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、鳥取市が行う土地改良事業（土地改良総合整備事業（地域改善）円通寺地区農道整備）を昭和六十三年二月十六日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和六十三年二月二十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

## 鳥取県告示第二百六号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の三第五項に

おいて準用する同法第四十八条第九項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、淀江町が行う土地改良事業（団体営は場整備事業佐陀地区は場整備）に係る土地改良事業計画の変更を昭和六十三年二月十六日認可したので、同法第九十六条の三第五項において準用する同法第四十八条第三条二月十六日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和六十三年二月二十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

## 鳥取県告示第二百七号

溝口町が行う土地改良事業に係る福永地区の換地計画の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十三年二月二十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類  
換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間  
昭和六十三年二月二十四日から二十日間

三　縦覧に供する場所  
溝口町役場

四　異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第二百八号

日南町が行う土地改良事業に係る宝谷地区の換地計画の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第一百九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二（第四項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。）

昭和六十三年二月二十三日

鳥取県知事　西　尾　邑　次

鳥取県告示第二百九号  
土地改良法（昭和二十四年法律第一百九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、河原町が行う土地改良事業に係る上山手地区の換地処分をした旨の届出があつたので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

昭和六十三年二月二十三日

鳥取県知事　西　尾　邑　次

鳥取県告示第二百十号

林業種苗法（昭和四十五年法律第八十九号）第十四条第一項の規定に基づき、次の生産事業者の登録が失効したので、同法第十六条第一項の規定により告示する。

昭和六十三年二月二十三日

鳥取県知事　西　尾　邑　次

一　縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二　縦覧に供する期間

昭和六十三年二月二十四日から二十日間

三　縦覧に供する場所

日南町役場

四　異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

番号登録	生産事業者の氏名	生産事業の内容	生産事業の場所の名称
百四	大藤 光美	穂の採取並びに外の苗及び幼苗の育成	八頭郡智頭町
百十二	青木 敦	"	"
百三十六	武田 時雄	"	"
二百四十五	寺谷 映子	大字芦津一〇	大字芦津一〇
二百四十六	藤原 博市	大字尾見四六	大字尾見四六
二百五十七	大字野原七六	"	"
二百五十八	大字智頭五四	外の苗及び幼苗以外の苗木の育成	大字智頭五四
二百五十九	苗畑政夫	苗畑時雄	苗畑時雄
二百六十	藤原博市	大字芦津	大字芦津
二百六十一	大字智頭	大字尾見	大字尾見

## 鳥取県告示第二百十一号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号）第一百八条の二第四項

において準用する同法第百五条の二第三項の規定に基づき、発起人から届出のあつた次の加入区及び漁業の区分に係る共済契約の締結の申込みに係る同意については、審査した結果同法第百八条の二第二項に規定する要件に適合すると認めたので、同条第四項において準用する同法第百五条の二第四項の規定により告示する。

昭和六十三年二月二十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

## 鳥取県告示第二百十二号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道の区域を次のように変更したので、同項の規定により告示する。その関係図面は、昭和六十三年二月二十三日から二週間鳥取県土木部道路課において一般の縦覧に供する。

昭和六十三年二月二十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

路線名	加入区		漁業の区分	
	前後別	変更前	変更後	青谷加入区
溝口伯太線	区間	西伯郡会見町市山字トウトウ一 西伯郡会見町朝金字足切二八八 西光寺二六五 二九三地先まで	西伯郡会見町市山字トウトウ一 西伯郡会見町朝金字足切二八八 西光寺二六五 二九三地先まで	漁業災害補償法第百四条第二号に掲げる漁業
変更後	(メートル)	五・四〇・〇	一・〇八八・〇	
変更前	(メートル)	一〇・七〇	三三九・〇	
西伯郡会見町朝金字足切二八八 二九三地先まで	西伯郡会見町朝金字足切二八八 西光寺二六五 二九三地先まで	西伯郡会見町朝金字足切二八八 西光寺二六五 二九三地先まで	西伯郡会見町朝金字足切二八八 西光寺二六五 二九三地先まで	西伯郡会見町朝金字足切二八八 西光寺二六五 二九三地先まで
一〇・七〇	一・〇八八・〇	三三九・〇	一・〇一九・〇	

## 鳥取県告示第二百十三号

道路法（昭和二十七年法律第百八十九号）第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり一般国道の供用を開始するので、同項の規定により告示する。その関係図面は、昭和六十三年二月二十三日から二週間鳥取県土木部道路課において一般の縦覧に供する。

昭和六十三年二月二十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

路線名	区	間	供用開始の期日
四三一號	米子市皆生字北砂池一六二五一一地先	から同町字上沖林八三九一一地先まで	昭和六十三年二月二十六日

## 鳥取県告示第二百十四号

道路法（昭和二十七年法律第百八十九号）第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり県道の供用を開始するので、同項の規定により告示する。その関係図面は、昭和六十三年二月二十三日から二週間鳥取県土木部道路課において一般の縦覧に供する。

昭和六十三年二月二十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

## 鳥取県告示第二百十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定に基づき、鳥取都市計画を変更したので、同条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により、次のとおり告示し、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該都市計画の図書を公示する。

昭和六十三年二月二十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

路線名	区	間	供用開始の期日
溝口伯太線	西伯郡会見町朝金字足切二八八一地 先から同町市山字トウトウ一〇八四一地 一地先まで		昭和六十三年二月二十三日

## 一 都市計画の種類及び名称

鳥取都市計画市街化区域及び市街化調整区域

## 二 都市計画の変更に係る土地の区域

## 市街化区域

## 追加する部分

鳥取市港町の地先県有地

## 削除する部分

鳥取市港町の地先県有地

## 三 縦覧場所

鳥取市東町一丁目二二〇 鳥取県土木部都市計画課

鳥取市尚徳町及び上魚町  
変更する部分

鳥取市掛出町及び江崎町

## 工業専用地域

追加する部分

鳥取市港町の地先県有地  
三 縦覧場所

鳥取市東町一丁目二二〇 鳥取県土木部都市計画課

**鳥取県告示第二百十六号**

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定に基づき、鳥取都市計画を変更したので、同条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により、次のとおり告示し、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

昭和六十三年二月二十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

## 鳥取県告示第二百十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定に基づき、鳥取都市計画を変更したので、同条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により、次のとおり告示し、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

昭和六十三年二月二十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 都市計画の種類及び名称  
鳥取都市計画用途地域  
近隣商業地域  
変更する部分  
鳥取市江崎町  
削除する部分  
鳥取市尚徳町、上魚町及び掛出町  
商業地域  
追加する部分

一 都市計画の種類及び名称  
鳥取市港町の地先県有地  
追加する部分

三 縦覧場所

鳥取市東町一丁目二二〇 鳥取県土木部都市計画課

昭和六十三年二月二十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

## 鳥取県告示第二百十八号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和六十三年二月二十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 施行者の名称

米子市

二 都市計画事業の種類及び名称

米子境港都市計画道路事業三・四・二十号 車尾目久美町線

三 事業施行期間

昭和五十三年十二月二十二日から昭和六十四年三月三十一日まで

四 事業地

- 1 収用の部分 変更なし
- 2 使用の部分 変更なし

一 開発許可の年月日及び番号  
昭和六十二年八月二十八日 鳥取県指令受都計三一一第八号

二 開発区域に含まれる地域の名称  
鳥取市岩倉字上樋掛及び字下樋掛

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥取市末広温泉町六五九

日興土地観光有限会社

代表取締役 墓土健英

## 鳥取県告示第二百二十号

河川区域の変更により、次とのおり廃川敷地が生じたので、河川法施行令（昭和四十年政令第十四号）第四十九条の規定により告示する。

その関係図面は、鳥取県土木部河川課及び鳥取県郡家土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

## 鳥取県告示第二百十九号

昭和六十三年二月二十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

次

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定に基づき、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のとおり告示する。

- 千代川水系に係る一級河川私都川  
 二 廃川敷地が生じた年月日  
 昭和六十三年二月二十三日  
 三 廃川敷地の位置  
 郡家町大字市場字矢ノ谷四二八地先  
 四 廃川敷地の種類及び数量  
 土地 三八七・〇八平方メートル  
 鳥取県告示第二百二十一号  
 港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第三十九条の規定により、鳥取港臨港地区内の分区を次のとおり指定する。  
 昭和六十三年二月二十三日  
 鳥取県知事 西 尾 邑 次  
 保安港区  
 次の⑬の地点から⑯の地点までを順次に直線で結んだ線及び⑯の地点と⑯の地点を直線で結んだ線により囲まれた区域  
 ⑯の地点 鳥取市賀露町字中の瀬地先鳥取港灯台（北緯三五度三二分二三・〇九秒東経一三四度一分一一・七二秒）から一〇六度四四分〇八秒七四〇・一九メートルの地点  
 ⑭の地点 ⑯の地点から三四五度二八分一三秒一八七・〇〇メートルの地点

鳥取県公安委員会告示第十六号  
 次の遊技機の型式については、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）第二十条第三項の技術上の規格に適合していると認めたので、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和六十一年国家公安委員会規則第四号）第九条第一項の規定により告示する。

昭和六十三年二月二十三日

鳥取県公安委員会委員長 秋 久 熱

遊技機の種類	型 式	製造業者名
アレンジボール遊技機	KING OF 七一一 SUNCUP 二 権太 テクトロン	奥村遊機株式会社
スレーパー・キング	ぱちんこ遊技機 JUMP ムーンキャッスル スーパー・コメディーP 一二A スープーラージP一三 コスマクルーザーA ダイスマンA ロックンローラー <sup>Ⅱ</sup> ビッグウェーブ <sup>Ⅱ</sup> ニューオリオン ロボスキーリー	株式会社三井 平和工業株式会社 株式会社まさむら遊機 太陽電子株式会社